

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年7月29日

支出負担行為担当官

国土交通省大阪航空局長 片平 和夫

1. 工事概要

(1) 工 事 名 下地島空港TSR装置更新その他工事

(2) 工事場所

下地島空港事務所 : 沖縄県宮古島市伊良部字佐和田1739-4

ASR/TXサイト : 沖縄県宮古島市伊良部 下地島空港内

(3) 工事内容 別冊仕様書のとおり

(4) 工 期 平成23年3月25日まで

(5) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(6) 本工事は、総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する通知を行う工事である。

(7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。ただし、入札時総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

(8) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(9) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 大阪航空局の平成21・22年度一般(指名)競争参加資格者のうち「電気通信工事」A等級の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)

でないこと。

(4) 次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

平成7年4月1日以降に完成・引渡しが完了した下記の①または②に掲げる工事（以下「同種・類似工事」という。）の実績を有する者であること。（元請としての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る）。なお、当該実績が平成13年4月1日以降に国土交通省の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

①同種工事

航空交通管制業務に係るレーダー施設、ILS施設又は航空交通管制業務に係る管制施設のいずれかの新設若しくは更新工事。

（注）航空交通管制業務に係るレーダー施設とは、航空路監視レーダー、空港監視レーダー、二次監視レーダー、精測進入レーダー、空港面探知レーダーをいう。

ILS施設のうち、それらを構成するT-DMEのみの単独工事を除く。航空交通管制業務に係る管制施設とは、飛行場管制業務以外の管制業務に係る管制卓（通信制御装置）、航空路レーダー情報処理システム、ターミナルレーダー情報処理システム、ターミナルアルファニューメリック表示システム、航空運航情報業務のうち飛行援助センターにおける対空援助業務に係る通信制御装置をいう。

なお、主として訓練、非常用、実験局に使用するものを除く。

②類似工事

VOR/DME（若しくはTACAN）施設、航空交通管制業務のうち飛行場管制業務に係る管制卓（通信制御装置）又は航空運航情報業務のうち運航援助情報業務の放送業務に係る通信制御装置、対空援助業務に係る通信制御装置のいずれかの新設若しくは更新工事を2件以上の完成・引き渡しを完了した実績を有すること。

(5) 配置予定技術者

次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者（電気通信工事）を当該工事に配置できること。

①平成7年4月1日以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した以下のア)又はイ)の要件を満たす工事の経験を有すること。ただし共同企業体にあっては、構成員のうち1社の配置予定技術者が、以下のア)又はイ)の工事経験を有していれば良い。

ア) 同種工事

航空保安用の施設又は工作物の電気通信工事の新設若しくは更新工事。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されていないものは類似工事とする。

イ) 類似工事

下記の a) 又は b) の要件を満たす工事

a) 航空保安用の施設又は工作物と接続されて所用の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備の電気通信工事に該当する工事の施工実績。

b) a) の外、建設業法施行令第 15 条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事の施工実績。

②監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

③当該技術者について入札者との直接的かつ恒常的な雇用関係が明示されること。

(6) 本工事について、指定する工事項目に関する適正な施工計画を策定すること。記述のないもの、又は著しく不適切な内容である場合は欠格とする。(詳細は入札説明書)

(7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という)の提出期限の日から開札の時までの期間に、大阪航空局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付け空経第386号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 大阪航空局が発注した電気通信工事で、平成20年4月1日以降に完了した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。

(9) 国土交通省が発注した電気通信工事で、平成13年4月1日以降に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点が65点以上であること。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。

(入札説明書参照)

(11) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、「(株)日本空港コンサルタンツ」である。

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76

大阪合同庁舎第4号館

国土交通省 大阪航空局 経理課 契約係 担当 森本 謙司

電話番号 06-6949-6211 (内線5046)

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成22年7月29日(木)から平成22年8月10日(火)まで

交付場所 1) 上記(1) 担当部局及び
2) 〒906-0507 沖縄県宮古島市伊良部字佐和田1739-4
国土交通省 大阪航空局 下地島空港事務所
電話番号 0980-78-3415

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成22年7月29日(木)から平成22年8月10日(火)まで

提出場所 上記3.(1)に同じ

提出方法 郵送(宅配便を含む。以下同じ)又は持参により提出する(部数1部)。ただし、いずれの場合も必ず電子入札システムの「添付資料」欄に「競争参加資格確認申請書提出届」(別記様式6又は7)を、「技術提案書」欄に「簡易な施工計画」(別記様式4-1~3)を添付して提出すること。

また、郵送による提出者は、提出書類の写しを保管するとともに、発送後速やかに発送日及び到着予定日を、提出場所の担当者に連絡すること。なお、受付期間内に到着しなかった場合は不受理とするので、郵送にあたっては確実に届くように留意すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成22年8月30日(月)午後5時までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は大阪航空局経理課契約係に持参すること。(郵送による提出は認めない)

開札は、平成22年8月31日(火)午前10時 大阪航空局入札室において行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

①入札参加者は、次の(イ)及び(ロ)の要件に該当する者のうち、別途、入札説明書に示す「総合評価の方法」によって算出された数値(以下「評価値」という)の最も

高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決める。

- (5) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (6) 専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無。 無。
- (10) 開札後、予定価格以下の者全員に対して施工体制確認のヒアリングを行う。また、調査基準価格を下回った者には追加資料の提出を求める。
- (11) 技術提案等の採否については、競争参加資格の結果に併せて通知する。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口 上記３．（１）に同じ。
- (13) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記２．（２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３．（３）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。
詳細は、別冊仕様書等による。
- (15) 詳細は入札説明書による。